

参考資料 様式の改正について

- 買受計画の廃止、除却等計画の創設、マンション除却事業の創設及び要除却認定制度の改正などに伴い、関係様式の整備を行っています。
- 下記のとおり様式の削除・新設を行うとともに、既存の様式について用語の改正等を行っています。
- 下記に添付している改正後の様式については、現行の様式から改正される部分を赤字とし、今般の改正により新設される様式は全体を赤字としています。

(改正後の様式)

別記様式	改正前の根拠条文	改正後の根拠条文	様式の名称
第一章 マンション再生事業			
第 1	第 30 条	第 30 条	権利処分承認申請書
第 2	第 31 条第 1 項	第 31 条第 1 項	権利変換を希望しない旨の申出書
第 3	第 31 条第 2 項	第 31 条第 2 項	借家権の取得を希望しない旨の申出書
第 4	第 31 条第 3 項	第 31 条第 3 項	権利変換を希望しない旨の申出撤回書
第 5	第 31 条第 3 項	第 31 条第 3 項	借家権の取得を希望しない旨の申出撤回書
第 6	第 33 条第 3 項	第 33 条第 3 項	権利変換計画書
第 7	第 40 条第 1 項	第 40 条第 1 項	権利変換期日等の通知
第 8	第 43 条	第 43 条	補償金払渡通知書
第 9	第 43 条	第 43 条	権利喪失通知書
第 10	第 44 条	第 44 条	裁定申立書
第 11 ～第 17		削除	
第二章 マンション等売却事業			
第 18	新設	第 53 条第 1 項	除却等計画書
第 19	新設	第 54 条及び第 55 条	認定通知書
第 20	第 63 条	第 63 条	権利処分承認申請書
第 21	第 65 条	第 65 条	分配金取得計画書
第 22	第 71 条	第 71 条	権利消滅期日等の通知
第 23	第 74 条	第 74 条	分配金払渡通知書
第 24	第 74 条	第 74 条	補償金払渡通知書
第 25	第 74 条	第 74 条	権利喪失通知書

第三章 マンション除却事業			
第 25 の 2	新設	第 76 条の 11	権利処分承認申請書
第 25 の 3	新設	第 76 条の 13	補償金支払計画書
第 25 の 4	新設	第 76 条の 19	権利消滅期日等の通知
第 25 の 5	新設	第 76 条の 22	補償金払渡通知書
第 25 の 6	新設	第 76 条の 22	権利喪失通知書
第四章 除却等の必要性に係る認定等			
第 25 の 7	新設	第 76 条の 25 第 1 項及び第 2 項	除却等の必要性に係る認定申請書
第 25 の 8	新設	第 76 条の 25 第 1 項	木造のマンション又は木造と木造以外の構造とを併用したマンションの木造の構造部分の状況
第 25 の 9	新設	第 76 条の 28	除却等の必要性に係る認定通知書
第 25 の 10	新設	第 76 条の 29	認定をした旨の通知書
第 25 の 11	新設	第 76 条の 30 第 1 項	許可申請書
第 25 の 12	新設	第 76 条の 30 第 2 項	許可通知書
第 25 の 13	新設	第 76 条の 30 第 3 項	許可しない旨の通知書
第五章 敷地分割事業			
第 26	第 95 条	第 95 条	権利処分承認申請書
第 27	第 97 条	第 97 条	敷地権利変換計画書
第 28	第 102 条	第 102 条	敷地権利変換期日等の通知

※様式第 27 は、用語の改正等がないため改正案に含まれていません。

様式第 1 (第三十条関係)

権利処分承認申請書

年 月 日

殿

権利を処分し ようとする者	住所	
	氏名	

次表の
 再生前マンションの区分所有権
 再生前マンションの敷地利用権
 再建敷地の敷地共有持分等
 隣接施行敷地の所有権
 隣接施行敷地の借地権
 施行底地権
 について下記のとおり権利を処分するので、マンション

の再生等の円滑化に関する法律第 55 条第 2 項の規定により承認を申請します。

イ 再生前マンションの区分所有権

年 月 日			登記簿登記事項			
一棟の建物			専有部分の建物			
所在	構造	床面積	家屋番号	建物の 番号	種類	床面積
						階部分 m ²

ロ 再生前マンションの敷地利用権

年 月 日			登記簿登記事項		
所在及び地番	地目	地積	権利の種類	権利の割合	所有者の住所及び氏名

ハ 再建敷地の敷地共有持分等

年 月 日			登記簿登記事項		
所在及び地番	地目	地積	権利の種類	権利の割合	所有者の住所及び氏名

ニ 隣接施行敷地の所有権

年 月 日 登記簿登記事項		
所在及び地番	地目	地積

ホ 隣接施行敷地の借地権

借地権の目的となっている土地				借地権の範囲
年 月 日 登記簿登記事項				
所在及び地番	地目	地積	所有者の住所及び氏名	宅地の 〔 全部 一部 〕 平方 メートル

ヘ 施行底地権

年 月 日 登記簿登記事項		
所在及び地番	地目	地積

記

権利の処分 の内容	再生前マンションの区分所有権 再生前マンションの敷地利用権 再建敷地の敷地共有持分等 隣接施行敷地の所有権 隣接施行敷地の借地権 施行底地権	の 〔 全部 一部 〕	(処分する権利の割合)
権利の処分 の態様			
権利の処分 の相手方	住所		
	氏名		

備考

- 1 施行底地権は、再生前マンションの敷地の所有権又は再建敷地の所有権（当該再生前マンションの敷地利用権又は再建敷地の敷地共有持分等を除く。）を指す。
- 2 不要の部分は消すこと。
- 3 「地目」欄には、不動産登記法施行令（平成 17 年法務省令第 18 号）第 99 条の地目の別により、その現況を記載すること。
- 4 「地積」欄には、登記簿に登記された地積を、「権利の割合」欄には登記簿に記載された権利の割合をそれぞれ記載すること。
- 5 権利の処分を再生前マンションの区分所有権若しくは敷地利用権、再建敷地の敷地共有持分等、隣接施行敷地の所有権若しくは借地権又は施行底地権の一部についてしようとするときは、その割合を明記すること。
- 6 権利の処分を再生前マンションの区分所有権若しくは敷地利用権、再建敷地の敷地共有持分等、隣接施行敷地の所有権若しくは借地権又は施行底地権の一部についてしようとするときは、その部分の位置を明らかにする見取図（方位を記載すること。）を添付すること。
- 7 「権利の処分の態様」は、「所有権の移転」、「借地権の設定又は移転」、「抵当権の設定」等の如く具体的に記載すること。
- 8 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を、「所有者の住所及び氏名」の欄にはその法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。

様式第 2 (第三十一条関係)

権利変換を希望しない旨の申出書

年 月 日

殿

権利の変換を希望しない旨 の申出をしようとする者	住所	
	氏名	

マンションの再生等の円滑化に関する法律第 56 条第 1 項の規定に基づき、下記の

<p>再生前マンションの区分所有権について同法第 71 条第 2 項 再生前マンションの敷地利用権、再建敷地の敷地共有持分等又は施行底地権 について同法第 70 条第 1 項 隣接施行敷地の所有権又は借地権について同法第 70 条第 2 項</p>	の規定による権利の
---	-----------

変換を希望せず、金銭の給付を希望するので申し出ます。

記

イ 再生前マンションの区分所有権

年 月 日 登記簿登記事項						
一棟の建物			専有部分の建物			
所在	構造	床面積	家屋番号	建物の番号	種類	床面積
						階部分 m ²

ロ 再生前マンションの敷地利用権

年 月 日 登記簿登記事項					
所在及び地番	地目	地積	権利の種類	権利の割合	所有者の住所及び氏名

ハ 再建敷地の敷地共有持分等

年 月 日 登記簿登記事項					
所在及び地番	地目	地積	権利の種類	権利の割合	所有者の住所及び氏名

ニ 隣接施行敷地の所有権

年 月 日 登記簿登記事項		
所在及び地番	地目	地積

ホ 隣接施行敷地の借地権

借地権の目的となっている土地				借地権の範囲
年 月 日 登記簿登記事項				
所在及び地番	地目	地積	所有者の住所及び氏	宅地の 〔 全部 一部 〕 平方 メートル

ヘ 施行底地権

年 月 日 登記簿登記事項		
所在及び地番	地目	地積

備考

- 1 施行底地権は、再生前マンションの敷地の所有権又は再建敷地の所有権（当該再生前マンションの敷地利用権又は再建敷地の敷地共有持分等を除く。）を指す。
- 2 不要の部分は消すこと。
- 3 「地目」欄には、不動産登記法施行規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 99 条の地目の別により、その現況を記載すること。
- 4 「地積」欄には、登記簿に登記された地積を、「権利の割合」欄には登記簿に記載された権利の割合をそれぞれ記載すること。
- 5 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称及び代表者の氏名を、「所有者の住所及び氏名」の欄にはその法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。

様式第3（第三十一条関係）

借家権の取得を希望しない旨の申出書

年 月 日

殿

借家権を有する者	住所	
	氏名	

マンションの再生等の円滑化に関する法律第56条第3項の規定に基づき、下記の建築物について同法第71条第3項の規定による借家権の取得を希望しないので、申し出ます。

記

年 月 日 登記簿登記事項							
一棟の建物			専有部分の建物				
所在	構造	床面積	家屋番号	建物の番号	種類	床面積	所有者の住所及び氏名
						階部分 m ²	

備考

法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称及び代表者の氏名を、「所有者の住所及び氏名」欄には借家権の目的となっている建築物の所有者である法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。

様式第4（第三十一条関係）

権利変換を希望しない旨の申出撤回書

年 月 日

殿

権利の変換を希望しない旨の 申出を撤回しようとする者	住所	
	氏名	

マンションの再生等の円滑化に関する法律第56条（第5項、第6項）の規定に基づき、下記の

再生前マンションの区分所有権について同法第71条第2項
 再生前マンションの敷地利用権、再建敷地の敷地共有持分等又は施行底地権
 について同法第70条第1項
 隣接施行敷地の所有権又は借地権について同法第70条第2項

の規定による権利の

変換を希望せず、金銭の給付を希望する旨の申し出を撤回します。

記

イ 再生前マンションの区分所有権

年 月 日 登記簿登記事項						
一棟の建物			専有部分の建物			
所在	構造	床面積	家屋番号	建物の番号	種類	床面積
						階部分 m ²

ロ 再生前マンションの敷地利用権

年 月 日 登記簿登記事項					
所在及び地番	地目	地積	権利の種類	権利の割合	所有者の住所及び氏名

ハ 再建敷地の敷地共有持分等

年 月 日 登記簿登記事項					
所在及び地番	地目	地積	権利の種類	権利の割合	所有者の住所及び氏名

ニ 隣接施行敷地の所有権

年 月 日 登記簿登記事項		
所在及び地番	地目	地積

ホ 隣接施行敷地の借地権

借地権の目的となっている土地				借地権の範囲
年 月 日 登記簿登記事項				
所在及び地番	地目	地積	所有者の住所及び氏	宅地の 〔 全部 一部 〕 平方 メートル

ヘ 施行底地権

年 月 日 登記簿登記事項		
所在及び地番	地目	地積

備考

- 1 施行底地権は、再生前マンションの敷地の所有権又は再建敷地の所有権（当該再生前マンションの敷地利用権又は再建敷地の敷地共有持分等を除く。）を指す。
- 2 不要の部分は消すこと。
- 3 「地目」欄には、不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 99 条の地目の別により、その現況を記載すること。
- 4 「地積」欄には、登記簿に登記された地積を、「権利の割合」欄には等簿に記載された権利の割合をそれぞれ記載すること。
- 5 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称及び代表者の氏名を、「所有者の住所及び氏名」の欄にはその法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。

様式第5（第三十一条関係）

借家権の取得を希望しない旨の申出撤回書

年 月 日

殿

借家権を有する者	住所	
	氏名	

マンションの再生等の円滑化に関する法律第56条（第5項、第6項）の規定に基づき、下記の建築物について

同法71条第3項の規定による借家権の取得を希望しない旨の申し出を撤回します。

記

年 月 日 登記簿登記事項							
一棟の建物			専有部分の建物				
所在	構造	床面積	家屋番号	建物の番号	種類	床面積	所有者の住所及び氏名
						階部分 m ²	

備考

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称及び代表者の氏名を、「所有者の住所及び氏名」欄には借家権の目的となっている建築物の所有者である法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。

様式第6（第三十三条関係）

権利変換計画書

(一) 再生前マンションの区分所有権若しくは敷地利用権又は再建敷地の敷地共有持分等を有する者で、当該権利に対応して再生後マンションの区分所有権又は敷地利用権を与えられることとなるものに関する事項（法第58条第1項第2号、第3号、第4号、第26号）、法第58条第1項第3号に掲げる権利について担保権等の登記に係る権利を有する者に関する事項（法第58条第1項第11号、第12号）又は再生前マンションの借家権者で、当該権利に対応して再生後マンションについて借家権を与えられることとなるものに関する事項（法第58条第1項第13号、第14号、第15号、第16号）

権利者						権利変換期日前の権利の状況																
区分所有権又は敷地利用権を与えられることとなる者		賃借権を与えられることとなる者		配偶者居住権を与えられることとなる者		再生前マンションの区分所有権又は借家権				再生前マンションの敷地利用権又は再建敷地の敷地共有持分等				価額の合計額(A+B)	再生前マンションの区分所有権若しくは敷地利用権又は再建敷地の敷地共有持分等についての担保権等の登記に係る権利							
氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所	氏名	住所	配偶者居住権の存続期間	所在	権利の種類	権利の内容			価額(A)	所在及び地番		地目	権利の種類	権利の内容(地積及び権利の割合)	価額(B)	権利の種類	権利の内容	権利を有する者	
									専有部分(家屋番号、建物番号、種類及び床面積)	共用部分の共有持分	団地共用部分の共有持分										氏名又は名称	住所
法第58条第1項第2号	法第58条第1項第13号	法第58条第1項第15号		法第58条第1項第3号、第26号										法第58条第1項第11号								
(参考) 清算金予定額						権利変換期日後又は法第81条の建築工事等の完了の公告の日後の権利の状況																
区分所有権又は借家権に関する清算金予定額(C-A)		敷地利用権に関する清算金予定額(D-B)		合計額		再生後マンションの区分所有権又は借家権				再生後マンションの敷地利用権				価額の合計額(C+D)	再生後マンションの区分所有権又は敷地利用権についての担保権等の登記に係る権利							
						所在	権利の種類	権利の内容			価額(C)	所在及び地番	地目		権利の種類	権利の内容(地積及び権利の割合)	価額(D)	権利の種類	権利の内容	権利を有する者		担保権等の登記に係る権利について必要な定め
専有部分(家屋番号、建物番号、種類及び床面積)	共用部分の共有持分	団地共用部分の共有持分	氏名又は名称	住所																		
						法第58条第1項第4号、第14号、第16号、第26号										法第58条第1項第12号						

※プラスの場合は施行者が徴収、マイナスの場合は施行者が交付

(三) 隣接施行敷地の所有権又は借地権を有する者で、当該権利に対応して、再生後マンションの区分所有権又は敷地利用権を与えられることとなるものに関する事項（法第 58 条第 1 項第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 26 号）、法第 58 条第 1 項第 6 号に掲げる権利について担保権等の登記に係る権利を有する者に関する事項（法第 58 条第 1 項第 11 号、第 12 号）

権利者	
区分所有権又は敷地利用権を与えられることとなる者	
氏名又は名称	住所
法第 58 条第 1 項第 5 号	

権利変換期日前の権利の状況								
隣接施行敷地の所有権又は借地権					隣接施行敷地の所有権又は借地権についての担保権等の登記に係る権利			
所在及び地番	地目	権利の種類	権利の内容 (地積及び権利の割合)	価額 (A)	権利の種類	権利の内容	権利を有する者	
							氏名又は名称	住所
法第 58 条第 1 項第 6 号、第 26 号					法第 58 条第 1 項第 11 号			

(参考) 清算金予定額		
区分所有権に関する清算金予定額 (B)	敷地利用権に関する清算金予定額 (C-A)	合計額

権利変換期日後又は法第 81 条の建築工事等の完了の公告の日後の権利の状況																
再生後マンションの区分所有権						再生後マンションの敷地利用権					再生後マンションの区分所有権又は敷地利用権についての担保権等の登記に係る権利					
所在	権利の種類	権利の内容			価額 (B)	所在及び地番	地目	権利の種類	権利の内容 (地積及び権利の割合)	価額 (C)	価額の合計額 (B+C)	権利の種類	権利の内容	権利を有する者		担保権等の登記に係る権利について必要な定め
		専有部分 (家屋番号、建物番号、種類及び床面積)	共用部分の共有持分	団地共用部分の共有持分										氏名又は名称	住所	
法第 58 条第 1 項第 7 号、第 26 号											法第 58 条第 1 項第 12 号					

※プラスの場合は施行者が徴収、
マイナスの場合は施行者が交付

(五) 施行底地権を有する者で、当該権利に対応して、再生後マンションの区分所有権又は敷地利用権を与えられることとなるものに関する事項（法第 58 条第 1 項第 8 号、第 9 号、第 10 号、第 26 号）、法第 58 条第 1 項第 9 号に掲げる権利について担保権等の登記に係る権利を有する者に関する事項（法第 58 条第 1 項第 11 号、第 12 号）

権利者	
区分所有権又は敷地利用権を与えられることとなる者	
氏名又は名称	住所
法第 58 条第 1 項第 8 号	

権利変換期日前の権利の状況								
施行底地権					再生前マンションの施行底地権についての担保権等の登記に係る権利			
所在及び地番	地目	権利の種類	権利の内容 (地積及び権利の割合)	価額 (A)	権利の種類	権利の内容	権利を有する者	
							氏名又は名称	住所
法第 58 条第 1 項第 9 号、第 26 号					法第 58 条第 1 項第 11 号			

(参考) 清算金予定額		
区分所有権に関する清算金予定額 (B)	敷地利用権に関する清算金予定額 (C-A)	合計額

権利変換期日後又は法第 81 条の建築工事等の完了の公告の日後の権利の状況																
再生後マンションの区分所有権						再生後マンションの敷地利用権					再生後マンションの区分所有権又は敷地利用権についての担保権等の登記に係る権利					
所在	権利の種類	権利の内容			価額 (B)	所在及び地番	地目	権利の種類	権利の内容 (地積及び権利の割合)	価額 (C)	価額の合計額 (B+C)	権利の種類	権利の内容	権利を有する者		担保権等の登記に係る権利について必要な定め
		専有部分 (家屋番号、建物番号、種類及び床面積)	共用部分の共有持分	団地共用部分の共有持分										氏名又は名称	住所	
法第 58 条第 1 項第 10 号、第 26 号											法第 58 条第 1 項第 12 号					

※プラスの場合は施行者が徴収、マイナスの場合は施行者が交付

(十) 補償金の支払に係る利息

補償金の支払に係る利息の決定方法

清算金の徴収に係る利子

清算金の徴収に係る利子の決定方法

(法第 58 条第 1 項第 24 号)

(十一) 権利変換期日

再生前マンション又は再建敷地の明渡しの予定時期

工事完了の予定時期

(法第 58 条第 1 項第 25 号)

備考

- 1 施行底地権は、再生前マンションの敷地の所有権又は再建敷地の所有権（当該再生前マンションの敷地利用権又は再建敷地の敷地共有持分等を除く。）を指す。
- 2 この計画書には、各専有部分の室内仕上げ表を添付すること。
- 3 「地目」欄には、不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 99 条の地目の別により、その現況を記載すること。
- 4 「権利の内容（地積及び権利の割合）」欄には、登記簿に記載された地積及び権利の割合をそれぞれ記載すること。
- 5 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を記載すること。

様式第7（第四十条関係）

権利変換期日等通知書

年 月 日

（施行者）事務所の所在地

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

登記所 殿

マンションの再生等の円滑化に関する法律第69条の規定によって、下記のとおり通知します。

記

- 1 マンション再生事業の名称
- 2 権利変換計画に係る再生前マンションの敷地の区域、再生後マンションの敷地の区域及び再建敷地の区域に含まれる地域の名称
- 3 権利変換期日 年 月 日
（変更された権利変換期日 年 月 日）
- 4 権利変換計画の認可を受けた年月日 年 月 日
（権利変換計画の変更の認可を受けた（又は権利変換計画についてマンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則第37条各号に掲げる軽微な変更をした）年月日 年 月 日）

備考

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 3及び4の変更の日は直近の変更の日を記入すること。

様式第8（第四十三条関係）

補償金払渡通知書

年 月 日

（施行者）事務所の所在地

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

配当機関 殿

マンションの再生等の円滑化に関する法律第78条（第1項第4項）の規定によって、下記のとおり払い渡すので、通知します。

記

1（差押え
仮差押え）に係る権利の種類

2（差押え
仮差押え）に係る権利の明細

イ 再生前マンションに関する権利

年 月 日 登記簿登記事項							
一棟の建物			専有部分の建物				
所在	構造	床面積	家屋番号	建物の 番号	種類	床面積	所有者の 住所及び氏名
						階部分 m ²	

ロ 再生前マンションの敷地利用権

年 月 日 登記簿登記事項					
所在及び地番	地目	地積	権利の種類	権利の割合	所有者の住所及び氏名

ハ 再建敷地の敷地共有持分等

年 月 日 登記簿登記事項					
所在及び地番	地目	地積	権利の種類	権利の割合	所有者の住所及び氏名

ニ 隣接施行敷地の所有権

年 月 日 登記簿登記事項			
所在及び地番	地目	地積	所有者の住所及び氏名

ホ 隣接施行敷地の借地権

借地権の目的となっている土地				借地権の範囲
年 月 日 登記簿登記事項				
所在及び地番	地目	地積	所有者の住所及び氏	宅地の 〔 全部 一部 〕 平方 メートル

ヘ 施行底地権

年 月 日 登記簿登記事項			
所在及び地番	地目	地積	所有者の住所及び氏名

3 〔 差押え
仮差押え 〕 がされた年月日

4 〔 差押え
仮差押え 〕 をした機関の名称

5 払渡金額及びその内訳

備考

- 1 施行底地権は、再生前マンションの敷地の所有権又は再建敷地の所有権（当該再生前マンションの敷地利用権又は再建敷地の敷地共有持分等を除く。）を指す。
- 2 補償金払渡通知書は差押えの執行又は仮差押えの執行に係る権利ごとに作成すること。
- 3 不要の部分は消すこと。
- 4 「地目」欄には、不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 99 条の地目の別により、その現況を記載すること。
- 5 「地積」欄には、登記簿に登記された地積を、「権利の割合」欄には登記簿に記載された権利の割合をそれぞれ記載すること。

様式第9（第四十三条関係）

権利喪失通知書

年 月 日

（施行者）事務所の所在地

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

配当機関 殿

マンションの再生等の円滑化に関する法律

第70条第1項
第70条第2項
第71条第1項

の規定によって、下記の者は下記

のとおり権利を失いますので通知します。

記

- 1 再生前マンションに関する権利若しくはその敷地利用権、再建敷地の敷地共有持分等、施行底地権又は隣接施行敷地の所有権若しくは借地権を失う者の氏名又は名称及び住所
- 2 前号の者が失う再生前マンションに関する権利若しくはその敷地利用権、再建敷地の敷地共有持分等、施行底地権又は隣接施行敷地の所有権若しくは借地権及びその価額
- 3 権利変換期日
- 4 権利変換計画の備付け場所

備考

- 1 施行底地権は、再生前マンションの敷地の所有権又は再建敷地の所有権（当該再生前マンションの敷地利用権又は再建敷地の敷地共有持分等を除く。）を指す。
- 2 権利喪失通知書は、失われる再生前マンションに関する権利若しくはその敷地利用権、再建敷地の敷地共有持分等、施行底地権又は隣接施行敷地の所有権若しくは借地権ごとに作成する。
- 3 不要の部分は消すこと。

様式第 10（第四十四条関係）

裁定申立書

賃貸人 住所
氏名
賃借人 住所
氏名及び職業

マンションの再生等の円滑化に関する法律第 83 条第 1 項の規定による協議が成立しないので、下記により、裁定の申立てをします。

記

- 1 賃借権の目的である再生後マンションの部分の所在
- 2 裁定を受けようとする事項
- 3 協議の経過
- 4 その他参考となる事項

年 月 日

裁定申立者 住所
氏名

殿

備考

- 1 「協議の経過」については経過の説明のほかに協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 2 「その他参考となる事項」については法第 83 条第 2 項各号に掲げる事項中協議が成立した事項及びその内容、従前の家賃、その他の借家条件の概要その他参考となる事項を記載すること。
- 3 法人の場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第 18（第五十三条関係）

除却等計画書

売却決議マンション等の位置及び住戸の数

[所在]
[住宅戸数]

申請者（買受人）の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

[氏名又は名称]
[住所又は主たる事務所の所在地]

1. 売却決議マンション等を買受けた日から売却決議マンション等の除却等をする日までの間における当該売却決議マンション等の管理に関する事項

管理の方式	(1) 管理の委託〔相手（以下「管理業務者」という。）の氏名又は名称〕 (2) 自ら管理		
管理業務者又は自ら管理する申請者の概要	氏名又は名称		
	住所又は主たる事務所の所在地		
	当該売却決議マンション等の管理を行う事務所		
	マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく登録		(有・無)
	登録している場合	登録番号	
	登録年月日		
	専任の管理業務主任者		

2. 売却決議マンション等の除却等の予定時期

[除却等予定年月日]	年	月	日
------------	---	---	---

3. 売却決議マンション等の除却等に関する資金計画

	内訳	金額（百万円）
支出		
	計	
収入		
	計	

4. 売却決議マンション等の除却等をした後の土地の利用に関する事項

--

5. マンション等売却組合の設立の認可を申請する予定時期

[申請予定年月日]	年	月	日
-----------	---	---	---

6. 他の売却決議マンション等の除却等計画の認定を申請する予定時期（当該除却等計画に係る売却決議マンション等が団地内マンションである場合で、かつ、他の売却決議マンション等の除却等計画の認定を申請する予定がある場合に限る。）

[申請予定年月日]	年	月	日
-----------	---	---	---

様式第 19（第五十四条及び第五十五条関係）

除却等計画 認定 通知書
変更認定

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

殿

（都道府県知事等名） 印

下記のマンションについて、マンションの再生等の円滑化に関する法律 第 104 条第 1 項
第 106 条第 1 項 の

認定をしましたので通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 申請者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
3. マンションの地名地番

備考

不要の部分は消すこと。

様式第 20（第六十三条関係）

権利処分承認申請書

年 月 日

殿

権利を処分しようとする者	住所	
	氏名	

次表の
 〔 売却等マンションの区分所有権
 売却等マンションの敷地利用権
 売却敷地の敷地共有持分等 〕
 について下記のとおり権利を処分するので、マンション

の再生等の円滑化に関する法律第140条第2項の規定により承認を申請します。

イ 売却等マンションの区分所有権

年 月 日			登記簿登記事項			
一棟の建物			専有部分の建物			
所在	構造	床面積	家屋番号	建物の番号	種類	床面積
						階部分 m ²

ロ 売却等マンションの敷地利用権

年 月 日			登記簿登記事項		
所在及び地番	地目	地積	権利の種類	権利の割合	所有者の住所及び氏名

ハ 売却敷地の敷地共有持分等

年 月 日			登記簿登記事項		
所在及び地番	地目	地積	権利の種類	権利の割合	所有者の住所及び氏名

記

権利の処分の内容	$\left(\begin{array}{l} \text{売却等マンションの区分所有権} \\ \text{売却等マンションの敷地利用権} \\ \text{売却敷地の敷地共有持分等} \end{array} \right) \text{の} \left(\begin{array}{l} \text{全部} \\ \text{一部} \end{array} \right)$		(処分する権利の割合)
権利の処分の態様			
権利の処分の相手方	住所		
	氏名		

備考

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 「地目」欄には、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条の地目の別により、その現況を記載すること。
- 3 「地積」欄には、登記簿に登記された地積を、「権利の割合」欄には登記簿に記載された権利の割合をそれぞれ記載すること。
- 4 権利の処分を売却等マンションの区分所有権若しくは敷地利用権又は売却敷地の敷地共有持分等の一部についてしようとするときは、その割合を明記すること。
- 5 権利の処分を売却等マンションの区分所有権若しくは敷地利用権又は売却敷地の敷地共有持分等の一部についてしようとするときは、その部分の位置を明らかにする見取図（方位を記載すること。）を添付すること。
- 6 「権利の処分の態様」は、「所有権の移転」、「借地権の設定又は移転」、「抵当権の設定」等の如く具体的に記載すること。
- 7 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を、「所有者の住所及び氏名」欄にはその法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。

様式第21（第六十五条関係）

分配金取得計画書

（一）組合員に関する事項

組合員		売却等マンションの区分所有権				売却等マンションの敷地利用権 又は売却敷地の敷地共有持分等				組合員が取得 することとなる 分配金の価 額
氏名又は名称	住所	所在	権利の内容			所在及び地番	地目	権利の種類	権利の内容 (地積及び権 利の割合)	
			専有部分（家 屋番号、建物 番号、種類及 び床面積）	共用部分の 共有持分	団地共用部分 の共有持分					
法第142条第1項第1号		法第142条第1項第2号							法第142条 第1項第3号	

(二) 売却等マンション若しくはその敷地に関する権利又は売却敷地に関する権利を有する者で、法の規定により、権利消滅期日において当該権利を失うものに関する事項

権利消滅期日において権利を失う者		売却等マンションに関する権利						売却等マンションの敷地に関する権利 又は売却敷地に関する権利					価額の合計額 (A+B)	明渡しによる損失の額
氏名又は名称	住所	所在	権利の種類	権利の内容			価額 (A)	所在及び地番	地目	権利の種類	権利の内容 (地積及び権利の割合)	価額 (B)		
				専有部分 (家屋番号、建物番号、種類及び床面積)	共用部分の共有持分	団地共用部分の共有持分								
法第 142 条第 1 項第 4 号													法第 142 条第 1 項第 5 号	

(三) 補償金の支払に係る利息

補償金の支払に係る利息の決定方法

(法第142条第1項第6号)

(四) 権利消滅期日

(法第142条第1項第7号)

(五) 分配金及び補償金の支払期日及び支払方法

(法第142条第1項第8号)

備考

- 1 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第4条第2項の規定により共用部分とされている建物の部分及び附属の建物若しくは同法第5条第1項の規定により建物の敷地とされている部分又は同法第67条第1項の規定により団地共用部分とされている一団地内の附属施設たる建物（同法第1条に規定する建物の部分を含む。）を対象とする場合には、同法第30条第1項の規約又は同法第66条において準用する同法第30条第1項の規約を添付すること。
- 2 「地目」欄には、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条の地目の別により、その現況を記載すること。
- 3 「権利の内容（地積及び権利の割合）」欄には、登記簿に記載された地積及び権利の割合をそれぞれ記載すること。
- 4 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を記載すること。

様式第 22（第七十一条関係）

権利消滅期日等通知書

年 月 日

（組合）事務所の所在地
名称及び理事長の氏名

登記所 殿

マンションの再生等の円滑化に関する法律第148条の規定によって、下記のとおり通知します。

記

- 1 マンション等売却事業の名称
- 2 分配金取得計画に係る売却等マンションの敷地の区域又は売却敷地の区域に含まれる地域の名称
- 3 権利消滅期日 年 月 日
（変更された権利消滅期日 年 月 日）
- 4 分配金取得計画の認可を受けた年月日 年 月 日
（分配金取得計画の変更の認可を受けた（又は分配金取得計画についてマンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則第68条各号に掲げる軽微な変更をした）年月日 年 月 日）

備考

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 3及び4の変更の日は、直近の変更の日を記入すること。

様式第 23（第七十四条関係）

分配金払渡通知書

年 月 日

（組合）事務所の所在地
名称及び理事長の氏名

配当機関 殿

マンションの再生等の円滑化に関する法律第152条の規定において準用する同法第78条 第1項
第4項

の規定によって、下記のとおり払い渡すので、通知します。

記

- 1 差押え
仮差押え に係る権利の種類
- 2 差押え
仮差押え に係る権利の明細

イ 売却等マンションの区分所有権

年 月 日 登記簿登記事項							
一棟の建物			専有部分の建物				
所在	構造	床面積	家屋 番号	建物の 番号	種類	床面積	所有者の住所 及び氏名
						階部分 ㎡	

ロ 売却等マンションの敷地利用権

年 月 日 登記簿登記事項					
所在及び 地番	地目	地積	権利の 種類	権利の 割合	所有者の住所及び氏名

ハ 売却敷地の敷地共有持分等

		年	月	日	登記簿登記事項	
所在及び 地番	地目	地積	権利の 種類	権利の 割合	所有者の住所及び氏名	

3 〔差押え
仮差押え〕がされた年月日

4 〔差押え
仮差押え〕をした機関の名称

5 払渡金額及びその内訳

備考

- 1 分配金払渡通知書は差押えの執行又は仮差押えの執行に係る権利ごとに作成すること。
- 2 不要の部分は消すこと。
- 3 「地目」欄には、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条の地目の別により、その現況を記載すること。
- 4 「地積」欄には、登記簿に登録された地積を、「権利の割合」欄には登記簿に記載された権利の割合をそれぞれ記載すること。

様式第 24（第七十四条関係）

補償金払渡通知書

年 月 日

（組合）事務所の所在地

名称及び理事長の氏名

配当機関 殿

マンションの再生等の円滑化に関する法律第154条の規定において準用する同法第78条 第1項
第4項

の規定によって、下記のとおり払い渡すので、通知します。

記

- 1 差押え
仮差押え に係る権利の種類
- 2 差押え
仮差押え に係る権利の明細

イ 売却等マンションに関する権利

年 月 日 登記簿登記事項							
一棟の建物			専有部分の建物				
所在	構造	床面積	家屋 番号	建物の 番号	種類	床面積	所有者の住所 及び氏名
						階部分 m ²	

ロ 売却等マンションの敷地に関する権利

年 月 日 登記簿登記事項					
所在及び 地番	地目	地積	権利の 種類	権利の 割合	所有者の住所及び氏名

ハ 売却敷地に関する権利

		年	月	日	登記簿登記事項	
所在及び 地番	地目	地積	権利の 種類	権利の 割合	所有者の住所及び氏名	

3 〔差押え
仮差押え〕がされた年月日

4 〔差押え
仮差押え〕をした機関の名称

5 払渡金額及びその内訳

備考

- 1 補償金払渡通知書は差押えの執行又は仮差押えの執行に係る権利ごとに作成すること。
- 2 不要の部分は消すこと。
- 3 「地目」欄には、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条の地目の別により、その現況を記載すること。
- 4 「地積」欄には、登記簿に登録された地積を、「権利の割合」欄には登記簿に記載された権利の割合をそれぞれ記載すること。

様式第 25（第七十四条関係）

権利喪失通知書

年 月 日

（組合）事務所の所在地
名称及び理事長の氏名

配当機関 殿

マンションの再生等の円滑化に関する法律
第 149 条第 1 項
第 149 条第 2 項

の規定によって、下記の者は下記

のとおり権利を失いますので通知します。

記

- 1 売却等マンション若しくはその敷地又は売却敷地に関する権利を失う者の氏名又は名称及び住所
- 2 前号の者が失う売却等マンション若しくはその敷地又は売却敷地に関する権利及びその価額
- 3 権利消滅期日
- 4 分配金取得計画の備付け場所

備考

- 1 権利喪失通知書は、失われる売却等マンション若しくはその敷地又は売却敷地に関する権利ごとに作成する。
- 2 不要の部分は消すこと。

様式第 25 の 2 (第七十六条の十一関係)

権利処分承認申請書

年 月 日

殿

権利を処分しようとする者	住所	
	氏名	

次表の除却マンションの区分所有権について下記のとおり権利を処分するので、マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の33第2項の規定により承認を申請します。

除却マンションの区分所有権

年 月 日			登記簿登記事項			
一棟の建物			専有部分の建物			
所在	構造	床面積	家屋番号	建物の番号	種類	床面積
						階部分 m ²

記

権利の処分 の内容	除却マンションの区分所有権の	〔 全部 一部 〕	(処分する権利の割合)
権利の処分 の態様			
権利の処分 の相手方	住所		
	氏名		

備考

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 権利の処分を除却マンションの区分所有権の一部についてしようとするときは、その割合を明記すること。
- 3 権利の処分を除却マンションの区分所有権の一部についてしようとするときは、その部分の位置を明らかにする見取図（方位を記載すること。）を添付すること。
- 4 「権利の処分の態様」は、「所有権の移転」、「借地権の設定又は移転」、「抵当権の設定」等の如く具体的に記載すること。

5 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を、「所有者の住所及び氏名」欄にはその法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。

様式第25の3（第七十六条の十三関係）

補償金支払計画書

（一）組合員に関する事項

組合員		除却マンションの区分所有権		
氏名又は名称	住所	所在	権利の内容	
			専有部分（家屋番号、建物番号、種類及び床面積）	共用部分の共有持分
法第163条の35第1項第1号		法第163条の35第1項第2号		

(二) 除却マンションに関する権利を有する者で、法の規定により、権利消滅期日において当該権利を失うものに関する事項

権利消滅期日において権利を失う者		除却マンションに関する権利					明渡しによる 損失の額
氏名又は名称	住所	所在	権利の種類	権利の内容		価額	
				専有部分（家屋番号、建物番号、種類及び床面積）	共用部分の共有持分		
法第 163 条の 35 第 1 項第 3 号							法第 163 条の 35 第 1 項第 4 号

(三) 補償金の支払に係る利息

補償金の支払に係る利息の決定方法

(法第163条の35第1項第5号)

(四) 権利消滅期日

(法第163条の35第1項第6号)

(五) 補償金の支払期日及び支払方法

(法第163条の35第1項第7号)

備考

- 1 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第4条第2項の規定により共用部分とされている建物の部分及び附属の建物を対象とする場合には、同法第30条第1項の規約を添付すること。
- 2 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を記載すること。

様式第 25 の 4（第七十六条の十九関係）

権利消滅期日等通知書

年 月 日

(組合) 事務所の所在地
名称及び理事長の氏名

登記所 殿

マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の41の規定によって、下記のとおり通知します。

記

- 1 マンション除却事業の名称
- 2 補償金支払計画に係る除却マンションの敷地の区域に含まれる地域の名称
- 3 権利消滅期日 年 月 日
(変更された権利消滅期日 年 月 日)
- 4 補償金支払計画の認可を受けた年月日 年 月 日
(補償金支払計画の変更の認可を受けた(又は補償金支払計画についてマンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則第76条の16各号に掲げる軽微な変更をした)年月日 年 月 日)

備考

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 3及び4の変更の日は、直近の変更の日を記入すること。

様式第 25 の 5（第七十六条の二十二関係）

補償金払渡通知書

年 月 日

(組合) 事務所の所在地

名称及び理事長の氏名

配当機関 殿

マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の45の規定において準用する同法第78条

〔 第1項
第4項 〕

の規定によって、下記のとおり払い渡すので、通知します。

記

- 1 〔 差押え
仮差押え 〕 に係る権利の種類
- 2 〔 差押え
仮差押え 〕 に係る権利の明細

除却マンションに関する権利

年 月 日			登記簿登記事項				
一棟の建物			専有部分の建物				
所在	構造	床面積	家屋 番号	建物の 番号	種類	床面積	所有者の住所及び 氏名
						階部分 ㎡	

- 3 〔 差押え
仮差押え 〕 がされた年月日
- 4 〔 差押え
仮差押え 〕 をした機関の名称
- 5 払渡金額及びその内訳

備考

- 1 補償金払渡通知書は差押えの執行又は仮差押えの執行に係る権利ごとに作成すること。
- 2 不要の部分は消すこと。

様式第 25 の 6（第七十六条の二十二関係）

権利喪失通知書

年 月 日

（組合）事務所の所在地
名称及び理事長の氏名

配当機関 殿

マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の42の規定によって、下記の者は下記のとおり権利を失いますので通知します。

記

- 1 除却マンションに関する権利を失う者の氏名又は名称及び住所
- 2 前号の者が失う除却マンションに関する権利及びその価額
- 3 権利消滅期日
- 4 補償金支払計画の備付け場所

備考

- 1 権利喪失通知書は、失われる除却マンションに関する権利ごとに作成する。
- 2 不要の部分は消すこと。

様式第 25 の 7（第七十六条の二十五関係）

（第一面）

除却等の必要性に係る認定申請書

年 月 日

特定行政庁 殿

申請者（管理者等）の住所又は
主たる事務所の所在地

申請者（管理者等）の氏名又は
名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名

マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の56第1項の規定に基づき、マンションに
ついて除却等をする必要がある旨の認定を申請します。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（本欄には記入しないで下さい。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(第三面)

4 調査の実施者に関する事項

[氏名のフリガナ]
[氏名]
[郵便番号]
[住所]
[電話番号]

①マンションの再生等の円滑化に関する法律第 163 条の 56 第 2 項第 1 号に係る申請の場合

[建築士の場合] 【資格】 () 建築士 () 登録第 号 【勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 【勤務先の所在地】 【登録資格者講習の種類】 【講習実施機関名】 【証明書番号】 第 号 【講習修了年月日】 年 月 日
[国土交通大臣が定める者の場合] 【勤務先】 【勤務先の所在地】

②マンションの再生等の円滑化に関する法律第 163 条の 56 第 2 項第 2 号から第 5 号までに係る申請の場合

[建築士又は建築基準適合判定資格者の場合] 【資格名称】 【登録番号】第 号 【勤務先】 【勤務先の所在地】
[国土交通大臣が定める者の場合] 【勤務先】 【勤務先の所在地】

(注意)

- 1 3で選択した申請の区分に応じて、①又は②のいずれかを記載すること。
- 2 ①について、[建築士の場合]の欄の【登録資格者講習の種類】、【講習実施機関名】、【証明

書番号】及び【講習修了年月日】については、建築士が受講した登録資格者講習に係る内容を記載すること。

- 3 ①及び②について、[国土交通大臣が定める者の場合]に該当する者は、国土交通大臣が認める者であることを証する事項を別紙に記載して添えること。

様式第 25 の 8 (第七十六条の二十五関係)

木造のマンション又は木造と木造以外の構造とを併用したマンションの木造の構造部分の状況

[欠込みの有無]

[筋かいの端部の柱又ははりその他の横架材との緊結の状態]

[継手又は仕口の緊結の状態]

[防腐のための措置又は白蟻その他の虫による害を防ぐための措置の内容]

様式第 25 の 9 (第七十六条の二十八関係)

除却等の必要性に係る認定通知書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

殿

(特定行政庁名) 印

下記のマンションについて、マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の56第1項の認定をしましたので通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日

2. マンションの位置

3. マンションの概要

- ①用途
- ②延べ面積
- ③その他の事項

4. 認定の区分

<input type="checkbox"/>	マンションの再生等の円滑化に関する法律第 163 条の 56 第 2 項第 1 号
<input type="checkbox"/>	マンションの再生等の円滑化に関する法律第 163 条の 56 第 2 項第 2 号
<input type="checkbox"/>	マンションの再生等の円滑化に関する法律第 163 条の 56 第 2 項第 3 号
<input type="checkbox"/>	マンションの再生等の円滑化に関する法律第 163 条の 56 第 2 項第 4 号
<input type="checkbox"/>	マンションの再生等の円滑化に関する法律第 163 条の 56 第 2 項第 5 号

様式第 25 の 10（第七十六条の二十九関係）

除却等の必要性に係る認定をした旨の通知書

年 月 日

（都道府県知事等名） 殿

（特定行政庁名）

下記のマンションについて、マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の56第1項の認定をしましたので通知します。

記

1. 認定年月日 年 月 日

2. マンションの位置

3. マンションの概要

- ①用途
- ②延べ面積
- ③その他の事項

4. 認定の区分

<input type="checkbox"/>	マンションの再生等の円滑化に関する法律第 163 条の 56 第 2 項第 1 号
<input type="checkbox"/>	マンションの再生等の円滑化に関する法律第 163 条の 56 第 2 項第 2 号
<input type="checkbox"/>	マンションの再生等の円滑化に関する法律第 163 条の 56 第 2 項第 3 号
<input type="checkbox"/>	マンションの再生等の円滑化に関する法律第 163 条の 56 第 2 項第 4 号
<input type="checkbox"/>	マンションの再生等の円滑化に関する法律第 163 条の 56 第 2 項第 5 号

備考

- 1 マンションの敷地の所在地が市の区域内にあり、かつ、特定行政庁が都道府県知事である場合は当該市の長に通知すること。
- 2 特定行政庁が町村の長である場合は、都道府県知事に通知すること。

様式第 25 の 11（第七十六条の三十関係）

許可申請書

（第一面）

マンションの再生等の円滑化に関する法律第 163 条の 59 第 1 項の規定による許可を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

特定行政庁 殿

年 月 日

申請者氏名

【1. 申請者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 設計者】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

※手数料欄

※受付欄

※消防関係
同意欄

※建築審査会
同意欄

※決裁欄

※許可番号欄

年 月 日

年 月 日

第 号

第 号

係員氏名

係員氏名

(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】

【2. 住居表示】

【3. 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

【4. その他の区域、地域、地区又は街区】

【5. 道路】

【イ. 幅員】

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】

【6. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】

(1) () () () ()

(2) () () () ()

【ロ. 用途地域等】

() () () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

() () () ()

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】

() () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】

(1)

(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】

【チ. 備考】

【7. 主要用途】

(区分)

【8. 建築面積】

(申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】

() () ()

【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】

() () ()

【ハ. 建蔽率】

【9. 延べ面積】

(申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】

() () ()

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】

() () ()

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】

() () ()

【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】

() () ()

【ホ. 認定機械室等の部分】

() () ()

【ヘ. 自動車車庫等の部分】

() () ()

【ト. 備蓄倉庫の部分】

() () ()

【チ. 蓄電池の設置部分】

() () ()

【リ. 自家発電設備の設置部分】

() () ()

【ヌ. 貯水槽の設置部分】

() () ()

【ル. 宅配ボックスの設置部分】

() () ()

【ヲ. その他の不算入部分】

() () ()

【ワ. 住宅の部分】

() () ()

【カ. 老人ホーム等の部分】

() () ()

【ヨ. 延べ面積】

【タ. 容積率】

【10. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】

【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

【11. 工事着手予定年月日】

年 月 日

【12. 工事完了予定年月日】

年 月 日

【13. その他必要な事項】

【14. 備考】

建築物別概要

【1. 番号】

【2. 構造】

造 一部 造

【3. 高さ】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【4. 用途別床面積】

(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
---------	-------------	--------	-----------	------

【イ.】

()	()	()	()	()
-----	-----	-----	-----	-----

【ロ.】

()	()	()	()	()
-----	-----	-----	-----	-----

【ハ.】

()	()	()	()	()
-----	-----	-----	-----	-----

【ニ.】

()	()	()	()	()
-----	-----	-----	-----	-----

【ホ.】

()	()	()	()	()
-----	-----	-----	-----	-----

【5. マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の56第2項の認定の区分】

第 号

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

(注意)

1 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いること。

2 第一面関係

- ① 申請者が2以上のときは、1欄は代表となる申請者について記入し、別紙に他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えること。
- ② 2欄は、設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を書くこと。
- ③ 設計者が2以上のときは、2欄は代表となる設計者について記入し、別紙に他の設計者について棟別に必要な事項を記入して添えること。
- ④ ※印のある欄は記入しないこと。

3 第二面関係

- ① 住居表示が定まっているときは、2欄に記入すること。
- ② 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れること。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入すること。
- ③ 4欄は、建築物の敷地が存する3欄に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入すること。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入すること。
- ④ 5欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入すること。
- ⑤ 6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入すること。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入すること。
- ⑥ 6欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入すること。
- ⑦ 6欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とする。
- ⑧ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、6欄の「ヘ」に、同条第7項若しくは第9項の規定

に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入すること。

- ⑨ 建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、6欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入すること。
- ⑩ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第6項、第7項若しくは第8項に該当する場合においては、6欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第6項、第7項又は第8項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入すること。
- ⑪ 7欄は、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に書くこと。
- ⑫ 8欄の「ロ」は、建築物に建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する特例軒等を設ける場合において、当該特例軒等のうち当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から突き出た距離が水平距離1メートル以上5メートル未満のものにあつては当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積を、当該中心線から突き出た距離が水平距離5メートル以上のものにあつては当該特例軒等の端から同号に規定する国土交通大臣が定める距離後退した線で囲まれた部分の水平投影面積を記入すること。その他の建築物である場合においては、8欄の「イ」と同じ面積を記入すること。
- ⑬ 9欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム等の用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に住宅又は老人ホーム等に設ける機械室その他これに類する建築物の部分（建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであつて、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。）で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの、「ヘ」に自動車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ト」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「チ」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「リ」に自家発電設備を設ける部分、「ヌ」に貯水槽を設ける部分、「ル」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「ワ」に住宅の用途に供する部分、「カ」に老人ホーム等の用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入すること。また、建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分を有する場合においては、「ヲ」に当該部分の床面積を記入すること。
- ⑭ 住宅又は老人ホーム等については、9欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム等の用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とする。
- ⑮ 9欄の「ヨ」の延べ面積及び「タ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階

段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」から「ホ」までに記入した床面積、「ヘ」から「ル」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積)及び「ヲ」に記入した床面積を除いた面積とする。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「タ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとする。

- (1) 自動車車庫等の部分 5分の1
- (2) 備蓄倉庫の部分 50分の1
- (3) 蓄電池の設置部分 50分の1
- (4) 自家発電設備の設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽の設置部分 100分の1
- (6) 宅配ボックスの設置部分 100分の1

⑯ 6欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、8欄の「ハ」並びに9欄の「タ」は、百分率を用いること。

⑰ ここに書き表せない事項で特に許可を受けようとする事項は、13欄又は別紙に記載して添えること。

4 第三面関係

- ① この書類は、建築物ごとに作成すること。
- ② この書類に記載する事項のうち、4欄の事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はない。
- ③ 1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入すること。
- ④ 4欄は、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入すること。
- ⑤ 5欄は、マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の56第2項各号の認定の区分のうち、建築物が認定を受ける根拠となった号の数字を記入すること。
- ⑥ ここに書き表せない事項で特に許可を受けようとする事項は、6欄又は別紙に記載して添えること。
- ⑦ 建築物が高床式住宅(豪雪地において積雪対策のため通常より床を高くした住宅をいう。)である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、7欄に、高床式住宅である旨及び床下の部分の面積を記入すること。

様式第 25 の 12（第七十六条の三十関係）

許可通知書

第 年 月 日 号

申請者 殿

特定行政庁 印

1. 申請年月日 年 月 日

2. 建築場所

3. 建築物又はその部分の概要

上記の計画について、下記の条件を付してマンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59第1項の規定による許可をいたしましたので通知します。

記

(マンションの再生等の円滑化に関する法律第 163 条の 59 第 2 項において準用する建築基準法第 92 条の 2 の規定により許可に付す条件)

(注意) この通知書は、大切に保存しておくこと。

様式第 25 の 13（第七十六条の三十関係）

許可しない旨の通知書

第 号
年 月 日

申請者 殿

特定行政庁 印

別添の許可申請書及び添付図書に記載の計画については、下記の理由によりマンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59第1項の規定による許可をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に を被告として（訴訟において を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、当該処分の取消しの訴えは、当該裁決を経た後でなければ、提起することができません（①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときを除きます。）。

（理由）

様式第 26（第九十五条関係）

権利処分承認申請書

年 月 日

殿

権利を処分しようとする者	住所	
	氏名	

次表の分割実施敷地に現に存する団地内建物の所有権及び分割実施敷地持分について下記のとおり権利を処分するので、マンションの再生等の円滑化に関する法律第189条第2項の規定により承認を申請します。

イ 団地内建物の所有権

年 月 日 登記簿登記事項						
一棟の建物			専有部分の建物			
所在	構造	床面積	家屋番号	建物の番号	種類	床面積
						階部分 ㎡

ロ 分割実施敷地持分

年 月 日 登記簿登記事項					
所在及び地番	地目	地積	権利の種類	権利の割合	所有者の住所及び氏名

記

権利の処分の内容	$\left(\begin{array}{c} \text{団地内建物の所有権} \\ \text{分割実施敷地持分} \end{array} \right) \text{ の } \left(\begin{array}{c} \text{全部} \\ \text{一部} \end{array} \right)$		(処分する権利の割合)
権利の処分の態様			
権利の処分の相手方	住所		
	氏名		

備考

- 1 不要の部分は消すこと。
- 2 「地目」欄には、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条の地目の別により、その現況を記載すること。
- 3 「地積」欄には、登記簿に登録された地積を、「権利の割合」欄には登記簿に記載された権利の割合をそれぞれ記載すること。
- 4 権利の処分を団地内建物の所有権及び分割実施敷地持分の一部についてしようとするときは、その割合を明記すること。
- 5 権利の処分を団地内建物の所有権及び分割実施敷地持分の一部についてしようとするときは、その部分の位置を明らかにする見取図（方位を記載すること。）を添付すること。
- 6 「権利の処分の態様」は、「所有権の移転」、「借地権の設定又は移転」、「抵当権の設定」等のように具体的に記載すること。
- 7 法人の場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を、「所有者の住所及び氏名」欄にはその法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。

様式第 28（第百二条関係）

敷地権利変換期日等通知書

年 月 日

（組合）事務所の所在地

名称及び理事長の氏名

登記所 殿

マンションの再生等の円滑化に関する法律第200条の規定によって、下記のとおり通知します。

記

- 敷地分割事業の名称
- 敷地権利変換計画に係る分割実施敷地の区域に含まれる地域の名称
- 敷地権利変換期日 年 月 日
（変更された敷地権利変換期日 年 月 日）
- 敷地権利変換計画の認可を受けた年月日 年 月 日
（敷地権利変換計画の変更の認可を受けた（又は敷地権利変換計画についてマンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則第99条各号に掲げる軽微な変更をした）年月日 年 月 日）

備考

- 不要の部分は消すこと。
- 3及び4の変更の日は、直近の変更の日を記入すること。